



増収増益の実績に基づいた、全組合員に対する 「誤魔化しのない」還元を行うべきだ！

10月15日 JTSU-E 第12号

「2024年度 年末手当に関する申し入れ」を提出！

基準内賃金(エルダー社員は基本賃金)の

3.5 ヶ月 + 5 万円 要求!

1. 2024年度年末手当については、職場からの奮闘による好業績に踏まえて、基準内賃金(エルダー社員は基本賃金)の3.5ヶ月+5万円を支給すること。
2. 「キャッシュフローの最大化」に必要不可欠である「ヒトへの投資」を積極的に行う健全経営の責任を果たし、働きがいのある人間らしい仕事を続けられる真の笑顔を活気あふれる職場を創造すること。
3. 成績率の実施にあたっては、公平性かつ透明性あるものとするべきことから適用者比率を明らかにすること。
4. この要求に対する回答については、2024年11月8日までに行うこと。
5. 支払い指定日は、2024年12月5日までとすること。

会社に要求するには、憲法で保障された「労働三権」
に基づく権利のある「労働組合」にしかできない！
「年末手当」要求を職場から実現させよう！